# 東京都建築物の脱炭素化に係る検討協議会設置要綱

制定 5都市建企329号 令和5年7月21日

### (設置)

第1条 2030 年度カーボンハーフ及び 2050 年ゼロエミッション東京実現に向けて、必要な事項を検討するため、東京都建築物の脱炭素化に係る検討協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項について、委員は意見を述べる。
  - 一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に基づく、建築物再生可能エネルギー促進 計画に係る策定指針(案)の検討に関する事項
  - 二 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

### (組織)

- 第3条 協議会の委員は、東京都都市整備局、東京都環境局及び区市町村の代表者並びに次に 掲げる者のうちから都市整備局長が委嘱するものとする。
  - 一 建築、環境等に関する専門的知識を有する者
  - 二 その他都市整備局長が必要と認める者

# (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、1年以内とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、協議会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。

なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

## (会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

## (会議)

- 第6条 会長は、協議会を招集する。
- 2 会議及び議事録は、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除き、原則公開とする。
- 3 会長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。